平成２９年（フ）第１８５号
茨城県龍ケ崎市4412番地１
債務者　木村　香織
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
茨城県稲敷市上根本3284番地１
債務者　大里　美絵
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９７７号
堺市西区鳳西町２丁24番地３　シェーンハイト302号
債務者　白井　裕也
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９０号
堺市南区三原台３丁40番２―209号
債務者　吉光　基晴
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３１号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―807号
債務者　大西　賢一
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３５号
堺市中区楢葉170番地　フェルティ・メイツ泉ヶ丘弐番館1403号
債務者　竹林亜里紗
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４７号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁188番地１　マンション一森１号館303号
債務者　川竹　春実
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４９号
大阪府松原市松ケ丘２丁目21番18―205号、前住所大阪市東成区神路２丁目３番９号
債務者　山中浩平こと　崔　　浩平
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５０号
堺市東区西野320番地35　コスモヒルズ北野田706号
債務者　吉田　善博
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５４号
堺市堺区七道西町12番地22　七道並松住宅２棟207号
債務者　屋部三津夫
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０９１号
大阪府富田林市清水町３番13―306号
債務者　田畑　鶴美
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市神原８番３号　アイリス夙川102号、前住所大阪市住吉区東粉浜３丁目７番11号（ビレッタニア帝塚山202号）
債務者　国本　未生
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
福岡県久留米市三潴町西牟田4368番地１　ホレストハウスＡ102号
債務者　草場　洋江
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２８２号
佐賀市久保田町大字徳万877番地３
債務者　山口　貴広
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
佐賀県鹿島市大字音成戊2047番地
債務者　石橋　伸子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３０号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
債務者　北村　隆子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３６２号
大分市高松１丁目８番26号（Ｍ―ＢＯＸ高松102）
債務者　佐藤　真己
１　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係